

# 私の視点



参議院議員政策担当秘書

おかだ ゆうじ  
岡田 裕二

小渕優子・前経済産業相の辞任以来、政治資金問題が世間の耳目を集めている。政治とカネの問題は永田町では内閣改造につきもの風物詩になってしまっている。

政治家に課される政治資金適正化の責務は、実に重い。政治資金規正法では、「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」（1条）、「民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である」（2条）政治資金の收支を公開することなどが「民主政治の健全な発達に寄与する」（1条）とされているからだ。

しかし、そのためのインフラ整備がこれまで果たして十分に行われてきたであろう。小渕前経産相のケースでも、「先代（故小渕恵三元首相）の頃は有能なベテラン秘書がいたが、現在の小渕事務所にはいない」ことが原因との指摘があった。しかし、そもそも法律をよく知るスタッフがないこと自体が異常なことではないか。実際、永田町を見回しても、公職選挙法、そして政治資金規正法に精通した秘書が存在する事務所はごく少数だ。制度を熟知した秘書がおらず、危険な綱渡りのような政治活動を強いられた末、ようやく入閣して国政における重責を任される段になって、過去の収支

報告書の不備を指摘されて辞任。そしてまたマスコミは次の問題を探す。不毛なやり取りが、繰り返されている。

なぜ、制度を熟知した秘書がないのか。理由は簡潔明瞭で、議員秘書になるため、政治資金規正法や公職選挙法の知識が必須の要件とされていないからである。

2009年分の政治資金収支報告書から、国会議員が関係する政治団体は弁護士、公認会計士、税理士の登録政治資金監査人による政治資金監査が義務付けられた。しかし、その制度が何の意味もないものであったことが、今回明らかになった。監査人は表面上の適法性、数値上のチェックはできてても、そこで何が起きているかまでは知る由もない。政治団体が主催する「観劇会」とは何で、そこでどういう物のやり取り、金銭のやり取りが行われているかまでは想像しようもない。

一方、公設秘書になることができないのは、65歳以上の者か、議員の配偶者だけだ。これを改め、公設秘書になれる要件として政治資金規正法及び公職選挙法の最低限度の知識をチェックするための試験制度を導入すべきだ。

更に言えば、これらの法令のプロといえるような「政治資金担当秘書」を必ず置かせる制度を創設することが望ましい。

国会議員公設秘書

## 政治資金の試験 導入を